

平成24年第2回嵐山町議会臨時会

議事日程（第1号）

8月10日（金）午前1

〇時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第38号 工事請負契約の締結について（道路改築工事）

〇出席議員（14名）

1番 森 一人 議員	2番 大野 敏行 議員
3番 佐久間 孝光 議員	4番 青柳 賢治 議員
5番 小林 朝光 議員	6番 畠山 美幸 議員
7番 吉場 道雄 議員	8番 河井 勝久 議員
9番 川口 浩史 議員	10番 清水 正之 議員
11番 安藤 欣男 議員	12番 松本 美子 議員
13番 渋谷 登美子 議員	14番 長島 邦夫 議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	杉田豊
書記	岡野富春
書記	久保かおり

○説明のための出席者

岩澤勝町長	
高橋兼次副町長	
井上裕美総務課長	
田邊淑宏まちづくり整備課長	
加藤信幸教育長	

◎開会の宣告

○長島邦夫議長 皆さん、おはようございます。平成24年第2回臨時会にご参集いただきまして大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成24年嵐山町議会第2回臨時会は成立いたしました。

これより開会をいたします。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○長島邦夫議長 これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○長島邦夫議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

第11番 安藤欣男議員

第12番 松本美子議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○長島邦夫議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定につきましては、本日午前9時より議会運営委員会が開催されておりますので、委員長にその報告を求めます。

安藤議会運営委員会委員長。

〔安藤欣男議会運営委員長登壇〕

○安藤欣男議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会から報告を申し上げます。

第2回臨時会を前にして本日午前9時から議会運営委員会を開会いたしました。出席委員は、議会運営委員並びに委員外議員出席者として長島議長並びに出席要求に基づく出席者として岩澤町長、高橋副町長、井上総務課長、田邊まちづくり整備課長にご出席をいただきまして、提出されます議案について説明を求めました。長提出議案については1件でございます。その後、委員会で協議した結果、第1回臨時会は本日8月10日の1日限りとすることに決定をいたしました。会期予定並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。以上、議会運営委員会から決定しましたことをご報告いたします。

以上でございます。

○長島邦夫議長 お諮りいたします。

本臨時会の会期は、ただいま委員長報告のとおり本日1日限りといたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎諸般の報告

○長島邦夫議長 ここで若干の報告をいたします。

まず、議事予定につきましては、お手元に配付しておきました議事日程のとおりでありますので、ご了承を願います。

次に、今臨時会に提出されました議案につきまして報告をいたします。町長提出議案1件であります。提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承を願います。

次に、今臨時会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承を願います。

以上で若干の報告を終わります。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第3、議案第38号 工事請負契約の締結について（道路改築工事）の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第38号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第38号は、工事請負契約の締結についての件でございます。町道

菅谷3号線改築工事の施工に関し、株式会社大野工務所と工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

田邊まちづくり整備課長。

〔田邊淑宏まちづくり整備課長登壇〕

○田邊淑宏まちづくり整備課長 それでは、議案第38号について細部説明をさせていただきます。

議案書をごらんいただきたいと存じます。まず、1の契約の目的でございますが、道路改築工事(町道菅谷3号線)でございます。2、契約の方法でございますが、一般競争入札(事後審査型)でございます。3、契約の金額でございますが、3,885万円でございます。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額につきましては185万円でございます。契約の相手方でございますが、埼玉県東松山市神明町一丁目1番4号株式会社大野工務所代表取締役、田代惣一氏でございます。

次に、参考資料でご説明をさせていただきますので、ごらんいただきたいと存じます。まずは、1、工事名は道路改築工事(町道菅谷3号線)でござい

ます。2、工事の概要でございますが、参考資料に平面図を3枚と標準横断面図をつけさせていただいておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

初めに、工事延長でございますが、平面図その1の県道の交差点を起点といたしまして、平面図その3の菅谷小学校わきの町道の交差点を終点とする間の368メートルと町道2-21号線のすりつけ部分の31.4メートルを含みまして399.4メートルでございます。

次に、幅員でございますが、標準横断面図が一番最後でございます。標準横断面図に記載してあります8.57メートルの幅員の箇所につきましては、平面図その2のナンバー8プラス10メートルのほぼ中間でございますけれども、その町道の交差点から終点までの間でありまして、車道の5メートルに歩道の2.5メートルをパトロールセンター側の片側に設置するというものでございます。

続きまして、10メートルの幅員の箇所につきましては、平面図その1のナンバー3プラス12.5付近から平面図その2のナンバー8プラス10のほぼ中間の交差点、先ほどの交差点でございますけれども、その間でありまして、車道の5メートルに歩道の2メートルを両側に設置するものでございます。しかし、今回のこの工事の請負契約の内容では、平面図の片側の赤の着色がされていない歩道の部分があるわけでございますけれども、その部分については計上しておりません。この部分につきましては、補償物件が残っておりまして、移転が完了したら変更で増工し、対応したいというふうに考え

ておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、平面図その1の起点、県道側からナンバー3プラス12.5付近までの間につきましては、道路用地が不足しているため、今回の交付金事業では当初の予定していた10メートルの幅員で整備が難しいため、道路の用地の範囲の中ですりつけ工事を施工したいというふうに考えております。

続きまして、工事につきまして説明させていただきます。初めに、土工ですが、土工につきましては掘削、埋め戻し、残土処理でございます。

次に、地盤改良工ですが、在来の路床が軟弱な路床であるため、厚さ45センチの路床安定処理工を2,343.9平方メートル計上してございます。

次に、排水構造物工ですが、側溝といたしまして街渠縦断管工、車道と歩道との間に表面排水を処理するために234.2メートル計上してございます。長尺U字溝工は、歩道がつかない車道部分の民地側の路肩に164.1メートル計上してございます。

続きまして、管渠工といたしまして、ボックスカルバート56メートルと硬質塩化ビニル管21.6メートルは、側溝から排水を集水升到接続する横断部分に計上してあります。

続きまして、集水升工といたしまして、管理升17カ所は街渠縦断管の管理用の升です。集水升工12カ所は、側溝と横断施設の接続部分に計上してあります。

次に、構造物撤去工ですが、舗装版撤去の2,591.0平方メートルは現

道のアスファルト舗装版の撤去でございます。構造物取り壊しにつきましては、95.4 立方メートル計上してございますけれども、これにつきましては現道のコンクリートの構造物の取り壊しを計上してございます。

次に、舗装工でございますが、アスファルト舗装工の車道部といたしまして、車道の表層工、厚さ5センチを 2,329.8 平方メートル、それとブロック舗装工の歩道部といたしまして、インターロッキングブロック工、厚さ8センチを 568.6 平方メートル計上してあります。

次に、防護さく工ですが、車道と歩道とを分離するため、車どめポスト 53 本を計上しております。

次に、道路附属施設でございますが、区画線等を計上しております。

続きまして、裏のページをごらんいただきたいと思います。3の請負業者等審査選定委員会につきましては平成 24 年7月5日です。

4の公告期間につきましては、平成 24 年7月9日から平成 24 年7月 30 日までです。

5の入札参加申し込み締め切り日は平成 24 年7月 25 日です。

6の仕様書閲覧期間は、平成 24 年7月9日から平成 24 年7月 30 日までです。

7の質疑応答書提出日は平成 24 年7月 17 日です。

8の質疑応答書回答日は平成 24 年7月 19 日です。

9の入札年月日につきましては平成 24 年7月 31 日です。

10 の入札参加者につきましては、株式会社大野工務所、株式会社小宮工業、株式会社須長建設、関中建設株式会社、株式会社田中工業、株式会社中村組、株式会社淵上工務店、三井住建道路株式会社関東支店北関東営業所の以上8社です。

11 の工期は平成 25 年1月 31 日です。

12 の契約保証金につきましては、請負代金の 100 分の 10 以上の額です。

13 の契約金の支払い方法は、前払い金 1,550 万円以内で、残金につきましては完成引き渡し後一括払いです。

14 の参考図書につきましては、入札調書兼契約締結伺のコピーと建設工事請負仮契約書の写し及び図面を添付しておりますので、ご高覧いただきたいと存じます。

以上で細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○長島邦夫議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第 13 番、渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) この工事なのですけれども、車どめポスト 53 本、防護さく工ということでありますけれども、ここはかなり自転車が通るのですが、この自転車が今車道を通るようになっていきますので、自転車が車とすれ違うときとか一緒になりますよね。車と共存できないというか、ちょっと

入れるような場所というのは、車道から歩道に逃げ込めるような場所というのは少しずつでもできるような形で設計がされているのでしょうか。このところはかなり自転車が通る道でもありますので、その点はどのようになっているか伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 お答えいたします。

車と歩行者、歩道と車道の分離ということでポスト 53 本を計上してございますけれども、歩道と車道の間は5センチぐらいの段差でできておりまして、車が歩道のほうに乗り入れることもできますし、また先ほど言ったように全体で 53 本ということで、それを振り分けて立ててございますので、歩行者につきましては、車道と歩道を行ったり来たりとか、自転車とかそういうのが自由にできるような形になっております。車だけはなるべく入れないようにということで、ポストを置いていくというような形です。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) 5センチというのは、結構自転車が急に逃げようとするときにはかなり高さとしてはあると思うのですが、それは一般的にそういうふうになっているものなのか、それとも少しスロープ的になっているのか。このところちょっと研究のしどころだと思うのですが、今自転車が入れないようにちょっと逃れるようにするところというのは割と段差がないような形のものもあると思うのですが、その点についての研究というか、

そこら辺はどうでしょうか。あそこは、菅谷中の子供たちも自転車通学の子供はそれなりに通ると思いますし、結構使われているのではないかなと思うのです。そのところは、歩道というふうな形で逆に出てきてしまいますと、自転車の側が逃げられない形になってきて、車道と歩道が分離して、今までの一体感のすぐよけるタイプの道とは違ってくるので、そこら辺がどのように工夫されているかというのは、ある程度自転車に対しての考え方もあってもいいのかなと思うのですが、自転車の保護というのですか、それはどうでしょうか。

○長島邦夫議長 田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 標準横断図をちょっと見ていただきたいと思うのですが、この標準横断図で車道と歩道が載せてあるわけですが、車道と歩道の上に5センチの段差がつくのですが、この部分につきましてはすりつけのブロックを施工するわけですが、自転車のほうがこのすりつけのブロックの上を歩いて歩道の上へ上がっていくような形になると思います。ポストというのがつく場所は、先ほど言った縁石の部分、台形の形のものがあると思うのですが、この箇所にはポストを立てるということでございまして、ここで車道と歩道の分離をしていくということです。

〔何事か言う人あり〕

○田邊淑宏まちづくり整備課長 標準横断図、一番最後の図面にこの断面

がかいてあります。この断面を見てもらうと、車道の5メートルの先に50センチの路肩がございまして、その先に施設帯ということで50センチあるのですけれども、この中に車道と歩道を分離するブロックを置くわけなのですが、このブロックについては、斜めにすりつけてあるブロックでございまして、段差というか、斜めに上がっていけるようなブロック、要するに人が行ったり来たりできるような形になっております。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) イメージ的に今までの車道と歩道のブロックというのは、完全にブロックが置いてあるような感じで車道と歩道が分離されているものが多いですね。それはないというふうに見ていいのですね。

○長島邦夫議長 田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 この道路につきましては、完全に歩車道境界ブロックで高く上げて分離するという形ではなくて、人と車が行き来できるような形で考えております。

○長島邦夫議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) 2つ質問させていただきます。

まず、1点目は歩道のほうのアスファルトの種類なののですが、熱をカバーできるようなアスファルトの素材というものがあるかと思うのですが、この道は東西に延びている道だと思うのですが、恐らく西日が当たり、朝は朝日が当たったりして熱がこもりやすい道なのではないかなと

思うのです。そのときに歩道だけでもせめてアスファルトの種類を熱がなるべくこもらないような素材にできるのかどうなのかということと、あとこの工期が1月31日までということになっておりますので、その間の子供たちの通学、ここの道は半分ずつの工事になるのか、どういった形で子供たちはここを通学するのかお聞きしたいと思います。

○長島邦夫議長 田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 お答えいたします。

歩道につきましては、インターロッキングブロックといひまして、今考えているのは、10センチ、20センチの四角の形のものを歩道に張っていくような形を考えています。ですから、熱とかその辺の関係でございますけれども、この辺についても参考にさせてもらって、そういうブロックがあればそういうものということも考えていきたいと考えております。今計上しているのは、そういう形のブロックでございます。それと、通学路の関係でございますけれども、これにつきましては7月ごろから小中学校、大妻さんと協議のほうに入っております。今後どのような形でやっていくかということで相談しているわけでございますけれども、今回ここで正式に契約のほうが決まれば、正式な形で学校のほうと協議していきたいと考えております。施工の方法につきましては、その協議の内容によってになってくるのかなというふうに考えております。ただ、これについては簡単にすぐ終わるような工事ではないので、その辺を含めて十分協議していきたいと思ひます。

○長島邦夫議長 第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 先ほどの渋谷議員の質問で、縁石を設けないでということだったわけですがけれども、どうしてそういう方法をとるのか、ちょっとその理由を伺いたと思います。それから、今回の工事ではさいしんのところから駐車場が終わるところまでは歩道はつかないという理解で、その先がつくという理解でよろしいのか伺いたと思います。それと、今度一般競争入札事後審査型というふうになっているわけですがけれども、この審査型の利点というのはどういうものがあるのか伺えればと思います。

○長島邦夫議長 田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 お答えいたします。

今回のこの道路につきましては、歩車道境界ブロックで歩道と車道を完全に切ってしまうというような形を考えなかったということでございますけれども、この道路につきましてはいろいろな役割を果たすような道路というふうを考えております。要は町の駅からすぐ来ましてメインの道路、要するに顔となる道路ということで考えておりまして、通学路にもなっておりますし、観光的な道路にもなっております。さまざまな役割を担っているような道路ということでございまして、できる限りそういうくっきり分けたような形の道路ではなくて、環境というか、要するに町並みに合ったような道路というふうを考えてこういう形を選択いたしました。

それと、先ほど説明の中で起点からナンバー3プラス 12メートルの間に

つきましては、10メートルの両側の歩道で正式な幅員の工事が施工できないと。要するにそこに家がございまして、その家の関係で今回はその部分を断念させてもらったということございまして、その部分については歩道は設置できない、要するにするだけのスペースがないというふうに考えていただきたいと思います。ただ、杏の杜の店舗があったところの部分については用地のほうが確保されていますので、できる限り広げて処理していきたいというふうに考えております。

以上です。

○長島邦夫議長 井上総務課長。

○井上裕美総務課長 お答えいたします。

事後審査型の一般競争入札のメリットということでございますけれども、幾つかございまして、まず資格審査を行う業者数の縮小ということでございます。事前の審査型ですと、入札参加者全業者を審査するわけでございます。事後審査型でございますと、落札候補者1社のみを審査するというところでございまして、事務の効率化が図れることが1点でございます。

それから、公告の開始から入札開札日までの期間が短縮できるということでございます。事前審査ですと、約45日ほどの期間がかかりました。事後審査型では、約25日前後でこれができるということでございます。

それから、選定委員会というのを入札する場合には開催するわけでございますけれども、選定委員会のほうも、事前審査の場合には資格要件決定

会議、これを1回し、その後に資格認定会議、これを1回行いますので、2回行います。事後審査型ですと資格要件決定会議のみということで、1回で済むということでございます。業者にとりましても事前にいろんな書類を出さなくて済むということもございます。町にとりましても効率的ということで、双方にとってよい制度だというふうに思います。ちなみに、嵐山町では23年6月から事後審査型の一般競争入札、これを試行的に実施しているところでございます。

以上です。

○長島邦夫議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第38号 工事請負契約の締結について(道路改築工事)の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長島邦夫議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎閉会の宣告

○長島邦夫議長 これにて本議会に付議されました議案の審議は終了いたしました。

これをもちまして平成24年嵐山町議会第2回臨時会を閉会いたします。
大変お疲れさまでした。

(午前10時32分)